

奈良県告示第二百九号

母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和四年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

九九八	指定証番号	
奈良市帝塚山四―三―一二	住所	
秦公美	氏名	